

スポーツ選手のセカンドキャリアに対する環境整備 — Jリーグキャリアサポートセンターの試みを中心として —

望 月 慎 之
横 山 勝 彦

《ABSTRACT》

The environmental provision for second career of retired sports players
— Case study from J-league career support center —

The purpose of this paper is to argue about environmental provision for retired sports players who have been forced to retire at a relatively young. It is the method which is conduct from inspection to the activities of J-league career support center (CSC), and it states finally possibility of sifting the activities of J-league CSC on to the retired sports players except J-league players.

The center has a plan which is divided into two activities. First activity is short-range plan to inform employment opportunity for retired sports players through the job-placement journal. Another activity is middle and long-range plan to educate for sports players to get ready for re-employment.

As results of inspection, it is found that there are three factors for the employment opportunity of retired sports players.

- 1) To enlighten the players in active list and youth (young) players for the placement.

- 2) To get the players in active list to get a training in the practice of business.
- 3) To increase the number of company that is understand employment of the retired sports players.

So what environmental provision for retired sports players needs are the activities of regional organization which have cooperation among three sections, industry, administration, and education.

Keywords: Retired sports player, Practice of business, Regional, industrial-administrational and educational complex

- I. は じ め に
- II. C S C
- III. 選 手 教 育
- IV. 受け皿環境の整備
- V. お わ り に
- VI. 註・引用文献
- VII. 参 考 文 献

I. は じ め に

1. 問題の所在

わが国のスポーツ界は、近年「地域」をキーワードにその形態変化を図りつつある。文部科学省が推進する総合型地域スポーツクラブの設立や、相次ぐ実業団クラブの地域化¹⁾は、スポーツ界を取り巻く環境の変化を背景とはしているが、地域を基盤とした理念を掲げるJリーグの強化・普及面での成功も大いに影響を与えたといえる。このようなスポーツクラブの地域化の波には、一面では、地域スポーツ振興の拠点として、住民に対するスポーツプログラムの提供やスポーツを介したコミュニティの再生など、スポーツの大衆化の側面で大きな期待が寄せられる。しかしながら、同時に他方では、優秀選手の待遇面で

の変化を招来せしめるものでもある。

わが国では、スポーツ白書²⁾によると、約7割の人々が週1回以上のスポーツを行っている。スポーツ種目は、ウォーキングやジョギング、水泳、ゴルフ、ボウリングなど多種多様であり、目的も健康維持の増進や趣味、娯楽と、人々の多様化するニーズを反映したものとなっている。このようなスポーツ参加者の存在は、確実にスポーツが普及したことを意味する。そしてこれら多くのスポーツ実施者を競技レベルで捉え、その頂点に立つものが、野球やサッカー、ゴルフなどのプロ選手や実業団に所属する選手である。

プロ選手や実業団選手には、当然高い競技力が備わっており、選手個人の自己実現を達成するとともに、ファンや一般スポーツ実施者に対し夢と感動を与える存在でもある。ところが、華やかな現役からの引退は、選手に対し、それまでは感じる事のなかった厳しい立場へと環境を一変させる。

まず、プロ選手だが、選手活動がクラブや球団と契約関係で成立している以上、契約不成立後はクラブ、球団の選手に対する拘束力は無く、引退後は選手自らの判断で再就職の選択に迫られることになる。長年競技に専念してきた選手には、引退後の生活に対する十分な準備がなされておらず、多くの選手は厳しい現実に直面するのである。一方、実業団選手はプロ選手と異なり、ほとんどの選手が企業に雇用されることで選手生活が実現する。選手の残す成績は、企業の広告活動の一環と捉えられたことにより、競技活動が業務と認められ、そのため、一般社員とは異なる業務形態となる。また、引退後もそのまま継続して企業に残ることも可能であり、引退後の生活も安定したものであった。以上のことから、元来、スポーツ選手の引退後の生活に対する環境整備は、プロ選手中心に考えるべき課題であった。しかしながら、昨今の地域化の波は、実業団選手にも影響を与えている。特にクラブの企業からの独立では、選手の待遇も雇用社員から契約社員へと変化させ、それにより実業団選手は、現役引退と同時に契約解除を余儀なくされる。実業団選手においても再就職への対策は不十分であり、引退後の状況はプロ選手同様厳しいものとなっている。

そのような中、Jリーグには、他の競技に先駆け、引退後の再就職について

サポートする部署が近年設置された。これは、プロ選手の宿命ともいえる流動的な市場において、これまで手付かずであった出口環境の整備を目的としている。

周知のとおりＪリーグは、企業から独立した地域に基盤を置くクラブによって構成される。当然、選手もプロとして現役生活を送るわけであるが、それら選手のＪリーグ発足以前の待遇は、実業団の社員という位置付けであった。Ｊリーグ発足に伴う急激なプロ化により、多くのプロ選手が誕生することとなったが、年俸の高騰や短い選手生命、クラブ経営の難しさから、Ｊクラブの吸収合併問題を引き起こし、多くのＪクラブでは経営の見直しがなされた。その結果、大量解雇や選手契約制度の見直し、クラブ保有選手の制限など、選手に対して多大な影響を及ぼし、多数の現役引退選手を生むこととなった。その問題への具体的な対策を講じる部署として設立されたキャリアサポートセンター（以下、ＣＳＣと略す）は、選手が引退時に直面する厳しい再就職環境に対する、リーグ全体としてのサポートシステムである。

上述したＣＳＣの設置は、プロ選手の引退後に対する救援策であるが、日本スポーツの高度化が、企業による競技・生活の両面にわたる保護のもとに達成できた³⁾とするならば、新たな高度化の受け皿である地域スポーツクラブにおいても、同様な環境を選手に対し整備することは急務の課題であると考えられる。世界大会に直結し、また若年層のスポーツ普及にも寄与する優秀選手のセカンドキャリア環境を整備することは、わが国のスポーツの将来に希望を持たせるものとなるだろう。

本小論は、近年の急激なスポーツ変化が影響を与える選手の待遇面、特にプロ・アマチュア両面に関わる課題となる引退後の環境整備の問題について、すでに具体的対策を講じているＪリーグのキャリアサポートセンターの試みを中心に考察するものである。

2. 先行研究

スポーツ選手の引退後の生活を考える視点は、一般社会における再就職を支

援する雇用セーフティネットと同様に捉えることができよう。セーフティネットに関して、野川⁴⁾は、一般的には、失業ないし離職の状態にある労働者への支援策とし、その範囲を橋木⁵⁾は、狭義には旧来の社会保障政策、広義には預金保険とともに人が死亡したときの保障とし、最も広い解釈には失業時に次の就職先を見つける手だても含まれる、としている。また、その制度の意味について山田⁶⁾は、個々の労働者の再起・自立を支援するためのミクロ政策として、一人一人の価値観に沿ったセーフティネットの活用の重要性を説いている。

セーフティネットにおける具体的な施策は三点に集約される。まず、流動化する労働市場に対応するために必要な労働者の能力開発、次に、ITや福祉といった新たな産業やベンチャー産業の育成による雇用の創出・拡大、最後に、ワークシェアリングや人材派遣などを活用する労働市場の改革である。つまり離職者への再就職を促すセーフティネットには、雇用に結び付く個々の能力開発に加え、受け皿となる雇用環境の創出が必要とされるのである。

一方、スポーツ選手の就職関連の研究では、選手の競技力と就職の関係について述べた海老原⁷⁾らは、一連の研究から、一流スポーツ選手の初職には競技性が大きく影響し、現職には競技性とともに学歴が重要な要素となるとしている。また、重野⁸⁾は、研究対象をプロスポーツ選手に限定し、将来に対する不安を分類することで、引退後の生活に対する早期準備の重要性を述べている。実業団全盛時代の企業による選手雇用という視点に立つ前者は、近年の社会状況とは異なる背景での研究ではあるが、セカンドキャリア獲得に必要な個人能力の評価となる学歴の重要性は今日にも通用する項目といえよう。

以上、一般労働市場、スポーツ選手の両者の再就職に関する研究から、本研究の目的であるスポーツ選手の再就職を意味するセカンドキャリアに対する環境整備には、再就職に柔軟に対応できる知識・実務能力の習得を目指す選手教育と、それら選手の価値観に沿った労働市場となる受け皿整備の二つの視点が必要となるのである。

II. C S C

1. 概 要

現在、Jリーグには28クラブ、約800名の選手がプロ登録選手として各クラブに所属している。Jリーグの平均引退年齢は25.5歳と非常に若く、先にも述べたが、年間100名前後が入れ替わる流動的な選手市場となっている。1999年に選手会が実施したアンケートでは、引退後の生活に不安を抱える選手が76%、セカンドキャリアに対する相談窓口を必要とする選手は92%と、大多数が将来に漠然とした不安を感じている。

競技中心の生活を送ってきたプロ選手には再就職に対する知識はなく、また、選手に対する就職情報も少ない中、選手は各自の人脈や家業を継ぐなどしてセカンドキャリアを獲得している。このような状況のもと、Jリーグでは、プロ選手の引退後の生活を有意義なものとする出口環境の整備として、2002年にC S Cを企画部内に設置した。

C S Cは、キャリアカウンセリングの資格を持つ専属職員3名に加え、2003年度からは、東北・北海道、中・四国、東海、九州の各ブロックにサテライトスタッフを配置し全国的な活動を実施している。財源には、現役選手の移籍金の4%が活用され、余剰分は次年度への繰越が認められている。

C S Cの重点方針は、中・長期的には、引退後の生活に対する啓発活動を中心とした選手教育を、短期的には受け入れ企業情報の充実を掲げている。前者における具体的施策には、全クラブを対象としたOB懇談会の開催、J2クラブを中心としたキャリアプランニング講座の実施、インターンシップ、全選手を対象に年四回発行される情報誌「C S C ニュースレター」による情報発信、少数のクラブではあるが試験的に実施しているユース年代へのキャリア教育の五点がある。後者は、受け入れ企業の全国展開への要請活動や、多数の業種を網羅した求人情報誌「Off the pitch」の発行、出張相談会の三点である。これらの施策は、C S Cの設立以前の引退選手をも対象としていることから、リーグ全体で選手のセカンドキャリアに対する環境を整備しようとする積極的な姿

勢とともに、本来は選手が意識しなければならない将来に対するリスクマネジメントをリーグ主導で行なおうとする、リーグ発展に関する包括的な態度が表れたものといえよう。

2. 活動の検証

Jリーグチェアマンの鈴木⁹⁾は、CSCの活動を、選手をプレーに専念させ、より充実した現役生活を実現させるとともに、引退後もそれぞれの適性にあった知識や能力を修得し、それぞれの価値観に沿った受け皿を整備するものである、と述べている。すなわち、CSCの活動は、プロ選手をいかにしてスムーズに一般労働市場と連関させるかについて、組織的に取り組むことを視座するものである。ここでは、組織の境界と組織間の力関係を中心に「組織論」に依拠しCSCの活動を検証する。

Jリーグにおける選手の移動は、他のプロ組織と同様に移籍と引退の二つに分かれる。移籍には、国内・海外の違いはあるが、同一リーグもしくは同様なリーグ形態の中で競技活動が継続され、選手とリーグ・クラブとの関係には大きな変化は見られない。一方、引退は選手の競技継続を不可能とし、選手の活動の場は、一般労働市場へと環境を移すこととなる。すなわち、リーグ全体を一つの労働市場と考えた時、移籍における選手の移動は同一組織内にとどまり、反対に引退は、リーグ外の組織である一般社会あるいは一般労働市場へと選手が移動することとなる。

組織の境界という視点から桑田・田尾¹⁰⁾は、前者をクローズドシステム（他の環境から遮断されたシステム内部で自給自足をしているシステム）、後者をオープンシステム（環境から資源をインプットしそれを消費することを通じて再び環境にアウトプットするシステム）としている。そして、プロ選手市場から外部組織である一般労働市場へ移動する選手は、組織間を移動する資源（人的資源）として認識される。オープンシステムにおける他組織間との関係は、組織が存続するために必要な資源を外部組織に依存せざるを得ないことから始まり¹¹⁾、双方が持つ依存度により力関係が決定する。これらのことから、今日

の一般労働市場を概観すると、不況の影響から、依然として失業率は高くわが国の雇用環境は一般求職者においても厳しい状況にあり、そしてさらに、一般社会のプロ選手に対する先入観にも、競技以外の経験の乏しさ、実務経験の無さなど、再就職にはマイナスのイメージが付きまとう。そのため、一般労働市場の選手市場に対する依存度は低く、両者の力関係は圧倒的に選手市場のマイナスと考えられる。

組織間の力関係を変化せしめる要因については、桑田・田尾¹²⁾によると、資源の重要度、資源配分と使用法に対する自由裁量、代替的な資源獲得の三点としている。この三点を、セカンドキャリアに対する理想とする環境整備に当てはめると、先ず資源の重要度では、選手（資源、もしくは人的資源）が一般労働市場において組織の存続や生存に必要とされることである。C S Cの活動では、選手啓発やインターンシップなどの活動が該当する。次に資源配分と使用法に対する自由裁量では、選手（資源、もしくは人的資源）の持つ能力の特殊性や選手（資源、もしくは人的資源）自体を特化させる規定（法律や権利など）を設けることであり、スポーツ選手の社会的地位を高める法制度の整備となる。最後の代替的な資源獲得は、他の一般求職者と競合しない受け皿、すなわち、スポーツ選手の能力が最大限に発揮できる再就職環境の整備であり、C S Cの活動では、コーチ・スポーツ関連の求人情報の提供となる。

以上、組織論からC S Cの活動を検証したが、C S Cの活動は、前述した両者間の力関係を同等、もしくは逆転させるものであり、その具体的活動は、選手啓発活動、知識・実務能力の習得、受け皿環境の整備の三点がその大きな柱となっている。

3. 課 題

ここでは、選手啓発活動、知識・実務能力の修得、受け皿環境の整備の三点について、それぞれの課題を考察する。

先ず、選手啓発活動においては、その開始時期の設定に問題があると考えられる。充実したセカンドキャリアの獲得には、可能な限り早い時期での現実の

認識が重要となる。C S Cの実施するO B懇親会や情報誌の配布の対象は現役選手を中心としており、当然、活動の開始時期はプロ登録以後となる。

自らの競技性に生活基盤を置くプロ選手には、引退を遠い将来と考える傾向がある。2002年度にC S Cが実施したインターンシップでは、受け入れ企業8社に対し、選手の理解は少なく、先に行われた選手会による意識調査との矛盾が見られた。この結果は、選手のセカンドキャリアに対する意識として、自らの将来に対する漠然とした不安を抱きつつも、自分が当事者となる意識は希薄であることを表しており、C S Cの実施する積極的な選手啓発活動も、短い選手生活が障害となり効果的に機能していないということが考えられる。

次の知識・実務能力の修得では、教育を行う環境設定に課題が見られよう。引退後の選手が一般労働市場に移動した場合、学歴や資格の保有は競合する他の求職者との競争力を高める要素となる。C S Cによる知識・能力開発の場は、全国的な規模で教室を持つスクールと提携することによりその環境設定がなされる。全国的な規模で教室を持つスクールとの提携は、移籍がともなう現役生活を考えると、継続した教育を実現させる選手教育の一形態といえる。リーグ運営主体を母体とするC S Cと一実務スクールとの提携は、一元的な選手教育であり、これにより選手の立場に立った視点の設定と施策展開におけるリーダーシップの発揮が可能となる。つまり、前者には、常に移籍の可能性を持つ選手に対する統一的な教育環境の提供が、後者には、クラブや選手では困難な事業立ち上げをリーグが統括することで包括的な事業展開が実現されると思われる。

しかしながら、このようないわば中央集権的な手法に対しては、他競技への応用可能なシステムとなるかの是非と地域性の欠如といった課題も指摘されよう。リーグ運営主体と一スクールの提携による教育環境の整備は、両者の利害、もしくは理念が合致して初めて実現可能となるが、両者の思惑が異なる場合、事業の進展には必ずしも期待が持てない。サッカーで成功した教育環境の整備は、他の競技と同様に成功するとは限らないと考えられるからである。一方、全国的なスクールとの提携により選手は、全国どこでも教育を受けられることになるが、Jリーグを母集団とするC S Cの活動としては、Jリーグ理念の柱

である「地域性」と相反するものであるとも指摘できるのである。C S Cが有する知識・実務能力の修得環境の整備は、選手教育形態の一指標として大きな役割を果たすものであるが、他競技への応用面や、今日見られるスポーツの地域化においては、一考の余地のある形態といえる。

最後の受け皿環境については、一般労働市場の選手市場に対する力関係（依存度）が反映される。C S Cによる受け皿環境の整備には、求人情報の提供とキャリアコンサルティングによる選手と企業のコーディネートがある。

求人情報を発信する「Off the Pitch」に掲載された求人募集は、コーチ、サッカー・スポーツ関連、サッカー・スポーツ関連以外の三つに分類されている。2002、2003両年度の受け入れ実績は、2002年度にはコーチが20件、サッカー・スポーツ関連が56件、サッカー・スポーツ関連以外が86件、2003年度は同様に、22件、13件、107件のクラブや企業による求人募集となっている。両年度の数字から、全体的に116件の増加が見られるが、コーチやサッカー・スポーツ関連の募集の増加は9件と増加の1割に満たない数字となる。発刊から2年を経て、求人企業は増加し選手への求人情報は格段に改善されつつある。特に一般企業からの求人募集の増加は、雇用の対象として選手が認識されたことを表している。しかしながら、これらの就職情報はプロ選手に限定されたものではなく、再就職には他の求職者との競争が予想される。そのため選手が充実したセカンドキャリアを獲得するためには、再就職に役立つ知識や実務能力の修得が求められることとなる。一般就職における受け皿環境の整備には、選手教育を土台とし、選手自身が他の求職者との競争に負けない能力の習得が必要不可欠となる。

スポーツ関連の求人募集は、一般企業に比べ相対的な増加は見られず、依然として指導者やクラブ運営に携わる人材の継続的な雇用環境が未整備な状況と推測される。ただ、一つの可能性としては、地域スポーツ活性化の人材としての活用がある。地域におけるスポーツクラブには、文部科学省が推進する総合型地域スポーツクラブの例にもあるように、有資格指導者やクラブマネージャーなど、スポーツに関連した専門的な知識を持つ人材が必要とされる。それらの

人材には、豊富な経験を有するスポーツ選手は適任であり、受け皿として高い可能性を秘める。しかしながら、スポーツ関連の求人募集が平行線を辿るのは、受け皿となるスポーツクラブの数やクラブの経済的な負担など、わが国のスポーツ産業の未成熟な現状があげられる。セカンドキャリアの受け皿となるには、地域化の更なる進展とともに選手自身が指導や実務の専門知識を習得することが必要である。

以上、C S Cの活動から、選手啓発活動、知識・実務能力の修得、受け皿環境の整備の三点についての課題を考察してきたが、その克服には、教育機関や企業、並びに行政の協力が必要と考えられ、その三者が全て揃った「地域社会」との連携組織体に可能性が見い出せるのである。そこで、次には、これら三つに分類したC S Cの具体的施策を基に、地域との連動によるスポーツ選手のセカンドキャリアに対する環境整備の可能性について考察する。

Ⅲ. 選 手 教 育

1. 選手啓発活動

選手啓発には長期的かつ地道な活動が求められる。その実現には、選手がプロ登録する前段階での十分な啓発活動が必須であり、常に選手に接している指導者と競技連盟がその大きな役割を果たす。

関西学生サッカー連盟（以下関西学連）技術委員会資料¹³⁾によると、1994年度から2001年度の間にJリーグもしくはJFL（実業団リーグ）へ進んだ卒業生は93名にのぼる。Jリーグ登録全選手の出身母体別の集計（2001年度）では、大卒者が234名（28.4%）、高卒者が387名（47.0%）、ユース出身者が142名（17.2%）、外国人・その他が61名（7.4%）であり、全体の75%近くが、プロ選手の現状を身近で知ることができない大学のクラブや高校での部活動出身者ということになる。プロ選手の大半を輩出する高校、大学の指導者には、従来からの競技力向上に加え選手のセカンドキャリアに考慮した選手育成が求められるのである。

指導者による選手啓発を実施する上で重要な点は、指導者自身も正しくセカ

ンドキャリアについて認識する必要があるということである。そのための環境づくりには、現在各競技団体が推進しているライセンス制度の活用が考えられる。

数ある資格の中でも優秀な選手を輩出する競技力向上指導者（以下、コーチ）には2003年10月1日現在、全国で約11,300名が登録され、競技別では水泳が2,989名、サッカーが1,862名、陸上が860名と上位を占めている¹⁴⁾。特に日本サッカー協会においては、Jリーグ発足にともなう組織の改編を機にライセンス制度が見直され、選手登録に対応するライセンスとして、公認少年・少女サッカー指導員からプロ選手を指導するS級ライセンスまでを設定し、一貫指導体制を確立している。

日本サッカー協会の認定する競技力向上コーチC級ライセンス取得条件は、下位ライセンスである公認準指導員（サッカー協会独自ライセンス）の取得に加え、日本体育協会の定める地域C級指導員の資格も必要としている。講習は共通科目と専門科目に分かれ、共通科目は日本体育協会が、専門科目は競技団体が統括する。共通科目では、スポーツ医学、栄養学、トレーニング科学、スポーツ心理学、スポーツ社会学、スポーツ指導論、地域におけるスポーツ行政など、150時間の講義を受け、7教科12科目の筆記試験が課せられる。一方専門科目では、各競技団体の強化方針に添った内容が設定され、講習会の最後に設けられた口頭試問と筆記試験に向かい、理論的な戦術理解、ゲーム分析、指導方法などを、350時間の講義と実地指導を受けることとなる¹⁵⁾。

指導者養成講習会の目的は、優秀な選手を輩出可能とする質の高い指導者の養成であり、また、指導者も選手の能力を最大限に伸ばすことを目指して受講する。しかしながら、忘れてはいけないことは、選手の立場に立って、高度化の先にはプロとして十分な競技生活環境という活躍の場が与えられるが、それと同時に引退後は厳しい状況があることも明確に伝えることであろう。そのためには、指導者養成機関となる日本体育協会や各競技団体においては、ライセンス講習会のカリキュラムを見直し、競技力向上と平行して、一貫したセカンドキャリア教育体制の確立が急務となる。また、指導者においても、選手に対

し長期的な視野に立つ指導、競技力向上のみならずスポーツを通じた人間形成を念頭に、選手自らが将来設計可能な環境を作り出すことが求められるのである。

選手啓発活動に対するもう一つのアプローチには、各世代・各競技団体で行われている全国大会の活用がある。全国大会は、第一義には日本一を決定することであるが、それに付随してナショナルチームの選考や国際大会への出場権の獲得が存在する。また、プロクラブや実業団チームにおいては、優秀な選手をスカウトする格好の場となり、そのため全国大会は、選手の将来を決定づける重要な意義を有する。大規模な大会であるため、日程や講習の会場など諸々の問題が考えられるが、全日本大学サッカー連盟では、三月に行われる地域対抗戦「デンソーカップ」の初日に、サッカー関係者による講演会を参加選手や指導者を対象に実施している。講演内容は主として競技に偏重する傾向にあるが、多くの選手や指導者が一同に会する全国大会での啓発活動は効率的かつ効果的であり、競技連盟や大会運営組織の更なる理解と協力が望まれる。

2. 知識・実務能力の修得

知識・実務能力の修得環境は、選手が引退後どのような再就職を求めているかによりその受け皿も異なる。C S Cと提携スクールによる直線的な環境は、先に述べた地域性の欠如とともに科目設定においても限界が生じる。そこで、考えられる就学受け皿として、地域社会に存在する実務教室や教育機関との連携があげられる。以下では、選手の希望就職先をC S Cによる求人情報誌「Off the Pitch」の分類から一般就職とスポーツ関連（コーチも含む）に分け、就学受け皿として、地域に基盤を置く商工会議所と教育機関である大学の可能性について考察する。

まず、一般就職を視座した就学受け皿としては、全国に拠点をおく商工会議所があげられる。商工会議所は、その理念に、地域性・総合性・公共性・国際性を掲げている¹⁰⁾。その活動は、産業を通じて地域活性化を目指すものであり、会員相互の資質向上とともに産業祭などのイベントを通じたコミュニティ形成

にも寄与している。その一環としてスポーツ振興も含まれ、地域スポーツ祭への協力やJクラブの後援会としても機能している。つまり、地域における産業と社会の発展がその活動の柱であり、そこにはそれを具現化するための多岐に分かれた資格認定が用意されている。その内容には、簿記をはじめ、PC関係、語学関係があり、一般就職に必要な実務が網羅されている。これらの資格をスポーツ選手が修得することは、選手自身を企業から必要とされる存在にせしめる。また、商工会議所は全国各地に存在していることから、移籍による住居の移転にも対応し得る就学受け皿といえよう。

地域のスポーツ振興にも理解が深い商工会議所には、プロクラブや選手をイベントの一環として活用するだけでなく、スポーツ選手のセカンドキャリアに対する正しい認識に立つ就学受け皿としての役割が求められ、実務教室の開放や資格検定試験の告知などスポーツ選手に対する情報の発信が希求される。

もう一つの就学受け皿としては、教育機関が考えられる。特に、地域における最高学府である大学には、幅広い科目設定に加え、より専門的な知識が蓄積されている。近年では、少子化による学生数の減少や、国公立大学の独立行政法人化の影響を受け、大学運営にも変化が見られる。地域住民への公開講座や、大学のスポーツ施設を活用した総合型地域クラブの設立は、大学の持つ知的・物的財産を地域に還元することを視座した新たな大学運営の形態といえよう。

知識・実務能力の修得環境としての大学には、一般就職に向けた知識の修得に加え、スポーツ関連への就職にも対応可能なカリキュラム設定がなされている。先ず前者であるが、知識の修得環境には大学の公開講座が考えられる。公開講座には、商工会議所の資格認定同様、幅広い内容が設定されている。法律や経営、経済、文化などをテーマとして、講座には各大学の特色が反映され、受講者の知的好奇心を満たす内容となっている。商工会議所による資格修得が選手の就労に役立つ実務に働きかけるものならば、大学の公開講座への参加は、より専門的な知識や論理的な思考に働きかける教育であり、他の求職者に対する競争力を高めるものとなる。

スポーツ選手の就学環境としての課題には、商工会議所と同様、選手への情

報の喚起や就職に即した内容の選定に加え、従来の単発的な講座ではなく複数回にわたる体系的な講座の開設が必要とされ、さらに求めるならば、修了後の受講者が社会的な承認を得る資格や修了証明など、何らかのインセンティブが得られる対応が望ましいのである。

一方、スポーツ関連への就職については、スポーツに特化したスポーツマネジメント講座と日本体育協会の指導者養成事業と連動する大学カリキュラムの活用が考えられる。

クラブマネージャーやコーチの確保といった人材の確保は地域スポーツクラブにおける課題ではあるが、その中でも特に今後、専門職的な立場としてのクラブマネージャーの養成は急務の課題とされる。

様々な分野での専門知識が求められるスポーツマネジメントには、それらを統合する視点が必要であり、多くの分野で高度な研究が行われている大学は、クラブマネージャーを養成し得る潜在的可能性を大いに有するものと考えられる。その一例として、東京大学運動会による「スポーツマネジメント」スクールがある。そこでは、①組織論、②経理・会計・財務・税務、③法務、④マーケティング、⑤広報・PR・危機管理、⑥地方公共団体・NPO、の六つからスポーツマネジメントを考え、クラブ運営に必要な専門知識の習得を目指している¹⁷⁾。他面、クラブマネージャーには、運営に加え現場を把握する能力も必要とされ、スポーツにおける経験や専門知識も必要となる。とりわけプロ選手がスポーツマネジメントを学習することは、現場と運営の両面における専門的な視点を有するクラブマネージャーの輩出と、選手自身の経験に沿った就職を実現する選手教育につながることとなるのである。大学のもつ知的・人的資源を活用したスポーツマネジメントスクールの設置は、東京大学のみならず他大学にも応用可能なハイブリッド科目の設定となり、各大学内での意思統一が必要ではあるが、スポーツ選手の就学環境としてその全国的な展開が求められる。

また、日本体育協会（以下日体協）の指導者養成事業が文部科学省の認定事業から除外されたのを機に、大学にも指導者養成講習会と同様のカリキュラムの設置が可能となった。現在、日体協による承認校は、体育・医療系大学・短

大が約60校、同専門学校が約30校（2003年10月現在）となっている。受講者は大学の設置したカリキュラムを履修することで、それに対応する日体協の資格講習会での受講や試験の一部もしくは全てが免除される¹⁸⁾。さらに各競技団体でも同じ形態の制度を導入するなどの動向があり、今後、指導者養成事業において大学が果たす役割の拡大が予想される。

これらのカリキュラムは、前述の東京大学運動部の事例とは異なり、学生を対象とした指導者養成事業の性格を持つ。セカンドキャリアにおける早期の選手教育の有効性を考慮すれば、将来プロとなる学生の受講が望ましく、科目の必修化、クラブ（体育会）指導者による学習指導、優秀選手を選考したコース設定などの対策がセカンドキャリアに対する就学環境には必要である。

以上、選手教育について、選手啓発活動と知識・実務能力の修得環境を中心に考察してきたが、スポーツ選手が充実したセカンドキャリアを獲得するには、まず選手自身がどのような人生の設計図を描くかが重要となる。そのためには、プロとして競技に専念する環境を目的として捉えるのではなく、一つの通過点として認識しなければならないのである。また、セカンドキャリアに対して正しい認識を持つ指導者の存在は、競技に偏向することのない幅広い人間性を備えた選手の輩出につながることといえよう。そして、セカンドキャリアを自覚した選手に対する知識・実務能力の修得を目指した環境づくりは、一般労働市場における他の求職者に対する強い競争力をつけることになる。従って、セカンドキャリアに対する環境整備には、選手の自助努力と周囲からの長期的な教育環境の整備が必要となるのである。

IV. 受け皿環境の整備

選手の社会的地位の向上にもつながる受け皿環境の整備には、三つの方策がある。すなわち、第一には実務教育と就職紹介が一貫している環境の整備、第二にはスポーツ選手を対象とする雇用促進を視座した制度の確立、第三には地域スポーツ振興策と連動した新たな労働市場の構築である。以下では、それら方策の可能性について考察する。

では、先ず実務教育と就職紹介が一貫している環境の整備では、知識・実務能力の修得環境でも重要な役割を果たす教育機関及び商工会議所の更なる活用が必要となる。知識・実務能力の修得環境と就職の関係は、就職関連部署を内部に開設している教育機関以外は、教育と就職を異なるものと捉えている。つまり多くの求職者は、資格修得と同時にハローワークや求人情報誌などから情報を集め、再就職や転職へ向けた準備を併行して行っているのが現状なのである。

資格修得と再就職を同一線上に捉えるには、教育機関と同様に知識・実務能力の修得環境に就職関連窓口を設置することが必要となる。特に、地域企業によって構成される商工会議所が就職窓口を設置することは、スポーツ選手にとっても大変意義深いものとなる。設置された窓口が、商工会議所の実務資格検定や教室受講者と地域企業を結び付けることができるならば、スポーツ選手に対する能動的なセカンドキャリアの獲得環境として確立することとなる。そのためには、商工会議所がスポーツ選手のセカンドキャリアを正しく認識した組織の改変、と同時に、設置された就職窓口には、有資格者や受講者の資格修得、カリキュラム受講の進捗状況の管理とともに構成要件である地域企業からの求人情報の管理が必要となるのである。これにより企業は、自らが求める人材をその育成環境から確保することができ、また、求職者や転職希望者においても資格修得が次なる就職に結び付くのである。

次に、スポーツ選手を対象とした雇用促進を視座した制度の確立では、教育機関や地域企業によって整備されたスポーツ選手に対するセカンドキャリア獲得環境を、行政が包括的に支えることが必要となる。つまり、現行の雇用・能力開発機構や厚生労働省による雇用対策を参考とした制度構築である。

具体的な対策には、雇用創出や人材確保、労働者の能力開発への助成金の支出や相談、勤労者財産形成促進業務等の管理運営¹⁹⁾ などがあり、これらは昨今の不況による雇用環境を鑑み設けられた制度である。ここでは、現行の制度の中から実務教育訓練特別奨励金と職場適応訓練費を取り上げ、しばしば一般労働市場におけるリストラ対象者と例えられる引退選手に当てはめ考察を進める。

表－１ 実践的教育訓練特別奨励金

職場体験講習実施奨励金	
対象となる支援対象者	<ol style="list-style-type: none"> 調整方針において離職を余儀なくされる者とされ、雇用調整方針対象者証明書を所持していること 講習開始日現在で30歳以上60歳未満の者であること 職場体験講習の受講を希望していること
受給できる事業主	<ol style="list-style-type: none"> 雇用保険の適用事業の事業主であること 過去6か月間、職場体験講習を行おうとする事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）を事業主の都合により離職させたことがないこと 過去3年間、当該支援対象者を雇用したことがないこと 講習内容登録書により登録された内容が適切であると判断された講習を行う事業主であること
職業訓練実施奨励金 〈座学訓練実施奨励金・実習訓練実施奨励金〉	
対象となる支援対象者	<ol style="list-style-type: none"> 整方針において離職を余儀なくされる者とされ、雇用調整方針対象者証明書を所持していること 講習開始日現在で30歳以上60歳未満の者であること （助産業雇用安定センターの能力開発コーディネーターが、現在有する技能・知識等と労働市場の状況から判断して職業訓練を受けさせることが早期再就職の観点から必要であると認めたもの
受給できる事業主	<p>〈座学訓練実習奨励金〉</p> <p>（助産業雇用安定センターから雇用支援事業対象訓練認定書の交付を受けて当該認定の基礎となる雇用支援職業訓練実施計画書に基づく座学訓練を実施したいずれかに該当する民間教育機関等に対して支給する</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校 職業能力開発法に定める認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設、同法15条の6第3項に定める「他の施設により行われる教育訓練」を行った教育訓練施設 雇用保険法に定める厚生労働大臣指定の教育訓練を行う教育訓練施設 <p>〈実習訓練実施奨励金〉</p> <p>（助産業雇用安定センターから雇用支援事業対象訓練認定書の交付を受けて当該認定の基礎となる雇用支援職業訓練実施計画書に基づく実習訓練を実施した雇用保険適用事業主に対して支給する</p>

出典：厚生労働省ホームページより著作作成
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/a/jissenn.html>

前者の制度は、リストラ対象者の職業訓練に対する奨励金を支給するものであり、職場体験講習実施奨励金、職業訓練実施奨励金の二つからなる。両者の支援対象者、受給者については表-1のとおりである。

選手への適用には、適用年齢設定の高さに課題があると思われる。スポーツ選手に対する教育はプロ登録以前から必要である。また、引退の平均年齢は非常に若く、現行の年齢設定では対象となる選手は極少数になると予想できる。

一方、後者の制度は、実際の職場に立ち訓練を受け将来的にはその職場での雇用を期待するものである。訓練実施主体には職場適応訓練費が、訓練生には雇用保険の失業等給付が支給される。訓練受託事業主の規定は表-2のとおりである。

これは、職業訓練と就職を結び付けた制度として選手の受け皿環境が求める一つの形態を備えるものであるが、長期の訓練期間は選手のスポーツ活動の弊害となる。また、両制度のスポーツ選手に対する最大の障害は雇用保険を基盤

表-2 職場適応訓練費

職場適応訓練費	
訓練を受託できる事業主	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職場適応訓練費は、雇用保険の受給者であって、再就職を容易にするための職業適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行うものである <ol style="list-style-type: none"> イ) 職場適応訓練を行う設備等余裕があること ロ) 指導員として適当な従業員がいること ハ) 労働者災害補償保健、雇用保険、健康保険等に加入し、又これらと同様の職員共済制度を保有していること 二) 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ) 職場適応訓練終了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること <ol style="list-style-type: none"> 2. 訓練は6か月（重度の障害者に係る訓練等は1年）以内、短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練は、4週間）以内とする
訓練生への支給	訓練生は雇用保険の失業等給付が支給

出典：厚生労働省ホームページより著者作成
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/a/tekiou.html>

としていることである。これは、他の雇用促進を目的とする制度にも共通している適用基準であるが、助成金の支給は、リストラを行う企業が対象者に実施した職業訓練に対して行われる。しかしながら、クラブと契約を結ぶ選手は多くの場合雇用保険の受給資格者ではなく、そのためこれら現行の制度の対象外となるのである。

スポーツ選手を特化する雇用促進を目的とした制度の確立に、現行の制度を活用する場合には、スポーツ選手の社会的地位を明確にすることが必要となる。一方、同様な制度を確立するならば、スポーツ選手が産業界に果たす意義を再認識する必要がある。大規模な国際大会や人気を有するチームの優勝は、国や地域に莫大な経済波及効果を与えるものである。スポーツ消費を誘導するにはスポーツ選手は必要不可欠な存在であり、それら選手の減少はスポーツに関連する産業の規模の縮小につながるものと考えられるのである。プロ選手自体は閉鎖的な環境で競技を行うが、それが他産業に与える影響を考慮すれば、選手の将来の不安を除く制度の確立は、選手を競技に専念させる環境の提供のみならず、今後プロを目指す選手にも希望を与え、かつスポーツ産業の発展にも寄与する制度になり得るのである。

近年、現行の制度を悪用した事例も見られるが、新たに確立するスポーツに特化した制度では、選手の再就職に関連する、クラブ、リーグ運営主体、企業、行政が連携し、厳しい窓口審査と財源管理の実施が求められる。

最後に第三の方策である、地域スポーツ振興と連動した新たな労働市場の構築については、特に総合型地域スポーツクラブ関連の人材としての活用が考えられる。

総合型地域スポーツクラブに必要とされる人材は、有資格指導者と専門知識をもつクラブマネージャーであり、またそれらの確保が急務の課題とされることは周知のとおりである。指導者やクラブマネージャーの養成は、日体協はじめ各競技団体や教育機関の協働により、着々と環境整備がなされている。その一方で、そのような人材が資格を有効に活用できないことも事実²⁰⁾であり、資格や高い能力をもつ人材を有機的に結び付けるための方策が求められる。そし

て、その可能性を有するものとして、大学を活用した総合型地域スポーツクラブがある。

早稲田大学による「ワセダクラブ」²¹⁾や東京学芸大学、F C東京、小金井市の連携による「学芸大クラブ」²²⁾の事例は、大学と地域、スポーツクラブが連携した地域スポーツ振興であり、それぞれに、実践教育環境や施設確保、社会貢献などのメリットを授与する。特に大学を活用した地域スポーツクラブには、受け皿としての役割のみならず、選手に対する教育環境をも兼ね備えた一貫したセカンドキャリア対策の環境となり得る可能性が見出せる。

スポーツクラブを地域スポーツ振興に内包する形態は、スポーツ振興基本計画からも読み取ることが可能であり、それに基づいた地域におけるスポーツ振興計画を策定する行政には、スポーツクラブを有効に活用する振興策の提示とともに、政策実現に必要な人材の雇用環境の整備が求められるのである。

V. お わ り に

以上、セカンドキャリアに対する環境整備について、C S Cの試みをモデルとし考察してきた。その活動は、選手が競技に専念できる環境の一つとして、引退後の生活に対するリスクマネジメントをリーグ運営主体が選手に代わりリーグ外部の組織へ働きかけるものである。組織論からの検証では、引退による選手の一般労働市場への流出は、他組織との関係によって成立するオープンシステムであり、C S Cの存在は両者間を結び付ける窓口としての役割を担うものとして認識できる。

組織間の力関係の変化には、資源の重要度・資源の配分と使用法に対する自由裁量・代替的資源の獲得の三点に立つ施策が求められ、セカンドキャリアに対する環境整備には、選手市場に対する一般労働市場の依存度の増加が必要となる。すなわち、C S Cの実施する選手教育や受け皿環境の整備は、選手市場と一般労働市場の両者間における力関係を同等もしくは逆転することを目的としているものといえるのである。選手教育に必要な条件には、長期的かつ幅広い科目設定が必要であり、その環境には、商工会議所の実務教室や大学に可能

性が見られ、また受け皿環境の整備には地域企業や行政の理解と協力が必要とされる。そして、いわゆる、産・官・学の全て揃う地域社会には、セカンドキャリアに対する環境として理想となる一貫したサポート体制の確立が必要とされるのである。

産・官・学による組織体とプロクラブによる連携した事業の一例には、Jクラブホームタウン推進協議会がある。この協議会は、地域の商工会議所や教育委員会、行政、地域体育協会などから構成され、その名前からもわかるとおりJクラブのホームタウン定着を目的に設立された。主たる活動は、公式戦やクラブイベントのサポートや地域スポーツイベントの企画・立案・運営、クラブ指導者の派遣事業における窓口業務などである。これらの活動に加え、選手のセカンドキャリアに対する環境整備が実現し得るならば、さらに理想となる一貫したサポート体制の確立につながるものといえよう。

産・官・学連携組織体は、スポーツのみならずあらゆる分野でその構築を目指す動向にあり、またスポーツにおいてもこれまで試みられてきたものである。組織において、スポーツ選手のセカンドキャリア環境の整備を行う意義は、スポーツ選手の救済のみならずスポーツ文化の醸成をもたらすものともなる。ただ、これまでの地域活性化を目指すスポーツを活用した施策は、主としてイベントを中心とした一過性の活動が主流であった。今後は、地域を基盤とする産・官・学連携組織体がスポーツ選手を地域スポーツ振興の柱となる人的資源として捉え、そのセカンドキャリア環境を整備することが重要であり、これらは、選手においては循環型の労働市場の形成となるとともに、地域においては実力と経験を兼ね備えた貴重な人材の確保につながるものとなるのである。そして、理想的なスポーツ選手のセカンドキャリアに対する環境整備には、選手自身の弛まぬ競技力向上への熱意と将来を見据えた自助努力に加え、それらをサポートする地域による実務教育と就職受け皿の一本化、ならびにそれらを促進させる法整備が必要とされるのである。

VI. 註・引用文献

- 1) 2001年2月末に連載された「企業スポーツ春夏秋冬：春編」には、Vリーグ堺プレーザーズにおける企業からの独立までの活動を中心に、企業スポーツの地域クラブ化の現状が紹介されている。
- 2) 笹川スポーツ財団：スポーツ白書スポーツフォーオールからスポーツフォーエブリワンへ、スポーツ実施に関する表より、p. 32～p. 35
- 3) 関春南：戦後日本のスポーツ政策その構造と展開，p. 482～p. 488
 関は、1982年の保健体育審議会答申について、民主化（大衆化）からの乖離、企業と提携した競技力向上を示唆する政策文書とし、日本スポーツ界の商業主義化を指摘した。スポーツの商業主義化には賛否両論の研究がなされているが、本論では、選手が競技に専念できる環境の提示となるセカンドキャリアに対する環境整備についての考察が主題であり、1982年の保体審答申に明記された、企業によって整備された選手に対する競技環境について賛否を論ずるのではなく、一つの事象として捉え論を展開する。
- 4) 野川忍：「雇用縮小：労働市場の問題状況 雇用セーフティネットを越えて」、ジュリスト，No. 1221，p. 39，2002.4.15
- 5) 橋本俊詔：「労働のセーフティネットと失業削減策」，賃金と社会保障，No. 1310，2001.11
- 6) 山田久：「セーフティネットは万全か」，エコノミスト，p. 25，2002.1.29
- 7) 海老原修らの研究には、横山文人、池田勝、宮下充正「一流競技選手のセカンドキャリアに関する研究」日本体育学会第35回大会号 p. 126（1984）や海老原修、横山文人、池田勝、武藤芳照、宮下充正「一流競技選手のキャリア・パターンに関する研究～大学威信度の影響について～」日本体育学会第36回大会号 p. 14 2（1985）植松秀也、海老原修「一流競技選手のスポーツ・キャリアに関する比較研究～第9回・第11回アジア大会日本代表選手を対象として～」日本体育学会第42回大会号 p. 159（1991）などがあげられる。
- 8) 重野弘三郎、川西正志、柳敏晴、野川春夫：Role exit theory からみたプロサッカー選手のセカンドキャリア到達過程の事例研究，日本体育学会第51回大会体育社会学専門分科会発表論文集，p. 71，2000.
- 9) 「財団法人日本プロサッカーリーグ」チェアマン鈴木昌によるCS C設立趣旨
 詳細は、Jリーグ公式ホームページ参照。<http://www.j-league.or.jp>
- 10) 桑田耕太郎・田尾雅夫〔著〕：組織論，p. 55、有斐閣アルマ，1998
- 11) 前掲書，p. 93
- 12) 前掲書，p. 96

13) 2001年度 J リーグ登録全選手の出身母体

	大学出身者		高卒	J ユース	外国人 その他	計 (名)
	92年以前入学	93年以降入学				
J 1	66名	64名	240名 (48.3)	84名 (16.9)	43名 (8.7)	497
	130名 (26.2)					
J 2	41名	63名	147名 (45.0)	58名 (17.7)	18名 (5.5)	327
	104名 (31.8)					
全体	107名	127名	387名 (47.0)	142名 (17.2)	61名 (7.4)	824
	234名 (28.4)					

出典：関西学生サッカー連盟技術委員会

※ () 内の数字は%

※ J ユースとは、Jクラブの下部組織のチームであり、本論では、プロ選手の厳しい引退後の状況を身近に見ることのできる競技環境とした。

14) 財団法人 日本体育協会：指導者のためのスポーツジャーナル 1/2, Vol. 258, p. 56-p. 57, 2004.1 より抜粋

15) 文部科学省認定『スポーツ指導者の知識・技能審査事業』2002年度公認サッカー C 級スポーツ指導員要請講座資料：日本体育協会、日本サッカー協会

16) 全国商工会議所：公式ホームページ

<http://www.jcci.or.jp/nissyo/nintro.html>17) 東京大学運動会は、広く各分野に就職した人材を活用し、大学施設を活用した社会人向けのスポーツマネジメント講座を開講している。講師陣は卒業生をはじめ現役教授からなり、また受講生も近年盛んに設立される総合型地域スポーツクラブに強い興味を持つ公務員やクラブ職員が受講している。詳細は東京大学公式ホームページ <http://www.undou-kai.com> 参照。

第二期スポーツマネジメントスクールの開催は2004年3月11日から14日に福岡で開催された。

18) 財団法人日本体育協会による開講承認校は公式ホームページの詳細を参考。
<http://www.japan-sports.or.jp/link/linkcourse.html>

19) 一般労働市場での雇用対策には、1999年10月1日に設立された「雇用・能力開発機構」が中心的役割を担う。厚生労働省では、「職場適応訓練費」「キャリア形成促進助成金」「中小企業雇用創出等能力開発助成金」「実践的教育訓練特別奨励金」などの対策がとられている。

20) 財団法人日本体育協会：指導者のためのスポーツジャーナル 3/4, Vol. 253, pp. 26~34 「座談会『“意識”の変革と指導者』, 2003.3

座談会の中で、スポーツクラブ・運動部の指導者の確保について、工藤は、全国に存在する約9万人の日本体育協会公認スポーツ指導者を有効活用することが望ましい、と指摘している。

座談会メンバー：司会・佐々木秀幸（日本体育協会指導者育成専門委員）、
工藤保子（笹川スポーツ財団業務部情報課係長）、玉木正之（ジャーナリスト・
作家）、平尾誠二（NPO法人 SCIX 主宰）

- 21) 早稲田大学内スポーツメセナ研究所が主管となり産・学連携の地域スポーツクラブを展開。ラグビー教室を活動の中心に地域住民への指導を行う。その他にもグッズ販売や体育会ラグビー部のファンクラブ会員の募集も手がける。今後、他の体育会クラブと連携し総合型化を目指す。
- 22) JクラブであるFC東京、ホームタウンの一つである小金井市、そしてそこに存在する東京学芸大学の三者が連携して展開する総合型地域スポーツクラブ。FC東京の下部組織の練習拠点として提携した東京学芸大学のグラウンドを活用し、施設の空き時間を活用した総合型地域スポーツクラブである。詳細は、週刊サッカーマガジン：「クローズアップレポートJクラブ、大学、行政が初の連携『学芸大クラブ（仮称）』発足へ」、No. 950, 2003.12

Ⅶ. 参 考 文 献

- 1) 笹川スポーツ財団：スポーツ白書スポーツフォーオールからスポーツフォーエブリワンへ：p. 35
- 2) 野川忍：「雇用縮小：労働市場の問題状況 雇用セーフティーネットを越えて」、ジュリスト, No. 1221, p. 39, 2002.4.15
- 3) 橋木俊詔：「労働のセーフティネットと失業削減策」、賃金と社会保障, No. 1310, 2001.11
- 4) 山田久：「セーフティーネットは万全か」、エコノミスト, p. 25, 2002.1.29
- 5) 海老原修, 横山文人, 池田勝, 宮下充正：一流競技選手のセカンドキャリアに関する研究, 日本体育学会第35回大会号, p. 126, 1984.
- 6) 海老原修, 横山文人, 池田勝, 武藤芳照, 宮下充正：一流競技選手のキャリア・パターンに関する研究～大学威信度の影響について～, 日本体育学会第36回大会号, p. 142, 1985.
- 7) 植松秀也, 海老原修：一流競技選手のスポーツ・キャリアに関する比較研究～第9回・第11回アジア大会日本代表選手を対象として～, 日本体育学会第42回大会号, p. 159, 1991.
- 8) 重野弘三郎, 川西正志, 柳敏晴, 野川春夫：Role exit theory からみたプロサッカー選手のセカンドキャリア到達過程の事例研究, 日本体育学会第51回大会体育社会学専門分科会発表論文集, p. 71, 2000.
- 9) Jリーグキャリアサポートセンター：セカンドキャリアサポートマガジン Off the Pitch 2002, 日本プロサッカーリーグ, 2002.
- 10) Jリーグキャリアサポートセンター：セカンドキャリアサポートマガジン

- Off the Pitch 2003, 日本プロサッカーリーグ, 2003.
- 11) Jリーグキャリアサポートセンター：キャリアサポートセンター NEWS Vol. 1, 日本プロサッカーリーグ, 2003.
 - 12) Jリーグキャリアサポートセンター：キャリアサポートセンター NEWS Vol. 2, 日本プロサッカーリーグ, 2003.
 - 13) Jリーグキャリアサポートセンター：キャリアサポートセンター NEWS Vol. 3, 日本プロサッカーリーグ, 2003.
 - 14) 桑田耕太郎・田尾雅夫〔著〕：組織論, p. 41～p. 103, 有斐閣アルマ, 1998.
 - 15) 組織学会編集 組織科学 田尾雅夫：ボランティア組織は組織か?, p. 66～p. 75, 白桃書房, 1998.
 - 16) 関春南：戦後日本のスポーツ政策 その構造と展開, p. 482～p. 488, 大修館書店, 1997.
 - 17) 原田宗彦編著：改定スポーツ産業論入門, p. 41～p. 54, p. 188～p. 200, 杏林書院, 1999.
 - 18) 広瀬一郎：プロのためのスポーツマーケティング, p. 59～p. 103, 電通, 1995.